

防衛装備庁公示第47号

令和3年11月24日

一部改正：防衛装備庁公示第21号

令和4年5月31日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部

総括装備調達官 松浦 正裕

(公印省略)

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達

エ企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一人に限られるもの（開発に係る試作請負業務（研究試作を除く。）において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一人に限られる場合

キ過去２カ年度にわたって一人応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一人に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

添付書類：対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問い合わせ先)
1	U A V（中域用）連接装置（試験用）の製造に係る契約	イ	令和3年11月24日	契約履行に必要な、米国 I n s i t u 社との T A A（T A－4774－12）の提携を証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 通信電気調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35537～35542
2	広帯域多目的無線機の製造に係る契約	エ	令和4年5月31日	新野外通信システムの試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	
3	野外通信システムの製造に係る契約	エ	令和4年5月31日	新野外通信システムの試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	